



島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 149 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

告 示

島根県告示第932号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	大田市川合町忍原字姫ヶ段イ592番5地先から同町忍原字仲代原イ583番9地先まで	メートル 255.00	平成20年 11月28日	県央県土整備事務所大田事業所	